

2008年度(平成20年度)第3回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2008年度(平成20年度)第3回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2008年(平成20年)11月28日(金)午後2時~午後3時40分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員

中山委員, 相原委員, 三谷委員, 西原委員, 竹田委員

4 出席した職員

建設管理部長, 建築部長, 下水道部長, 水道局業務部長, 水道局工務部長, 建設政策課長
契約課長, 技術検査課長, 営繕課長, 建設第1課長, 水道局経理課長, 配水課長

5 会議の概要

(1) 2008年度(平成20年度)の契約状況等について

契約課長から次のとおり説明を行った。

本年4月から10月末までの福山市発注分の入札件数は546件で,落札率は79.67%,
水道局発注分については入札件数102件で,落札率は85.28%であった。

福山市発注分について,本年度10月末までの落札率を2004年度の落札率と比較した
ところ,10.8ポイント,2005年度と比べ,7.8ポイント,2006年度と比べ,
0.9ポイントの低下が見られた。また,水道局発注分についても,この間で7.2ポイン
トの低下が見られた。

2007年度との落札率の比較については,福山市発注分について4.9ポイント,水道
局発注分については2.6ポイントの上昇が見られる。これは,本年度,企業の健全経営等
に配慮し最低制限価格制度を見直し,各業種において最低制限価格が前年度と比べ4%から
7%程度引き上がったことによるものと考えている。

昨年度までは指名競争入札で実施していた設計金額が1千万円未満の工事について,昨年
度落札率は86.74%であったが,本年度からは,神辺町内で施工する工事を除き,原則
全ての建設工事の入札を条件付一般競争入札とした結果,本年4月から10月末までのこの
範囲の落札率は78.42%となり,昨年度と比較し8.3ポイントの低下となっており,
競争性が高まった結果となっている。

水道局発注分についても,83.47%が81.72%となっており,1.8ポイント低
下している。

(2) 抽出案件の選定理由について

相原委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札について、本年度から試行の総合評価方式のうち、どのような方法で行い、市がその結果をどのように評価しているか知りたくて1件、入札参加者が1社又は2社と極端に少なく、失格又は入札無効もあり、結果として有効な入札が1社となったものうち、どのような入札条件を設定しているのかを確認するため1件選定した。指名競争入札から、神辺町内で施工の案件について落札率が低いものを1件選定した。また、随意契約からは、競争に付することが不利としているものうち、どのような理由があったのか確認するため1件選定した。また、水道局発注分について、条件付一般競争入札から予定価格が一番大きいものを1件選定した。

(3) 抽出案件の審議

- ア 津之郷・草戸幹線圧送管埋設工事(20-1)
- イ 円形管埋設工事(下水第20-10工区)
- ウ 福山城福寿会館洋館便所他改修工事
- エ 福山市立竹尋小学校給食棟改築他工事
- オ 配水管布設工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長が、各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

指名除外措置運用状況について、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(5) 次回委員会の開催日時について

来年2月中旬から2月下旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(6) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年10月から12月分を対象として、三谷委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 2008年度(平成20年度)の契約状況等について

Q1 1千万円未満の工事のうち、神辺町内の工事の割合はどのくらいか。

A1 全体で1千万円未満の工事は546件あり、そのうち神辺町内の工事は15件で約3%となっている。

(2) 抽出案件の審議

ア 津之郷・草戸幹線圧送管埋設工事(20-1)について

Q1 本年度試行の総合評価方式で落札決定された案件であり、福山市建設工事総合評価方式試行要綱第3条の規定のうち、どの号で本件を総合評価方式の対象工事としたのか、

また、評価の項目並びに各評価の配点と入札参加者の評価値について知りたい。さらに、市は今回の結果をどのように評価しているのか知りたい。

- A 1 総合評価方式は、価格以外の要素として、施工計画や技術者の施工能力等の技術力に加え、企業の社会貢献度等を評価し、価格および品質が総合的に優れた調達を目的とする方式で、2005年（平成17年）4月1日施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる「品確法」に基づき、工事の品質確保を目的としたもので、すでに国・県においても実施している。

地方自治法施行令第167条の10の2において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込をした者を落札者とするという規定及び本市建設工事総合評価方式試行要綱に基づき試行したものである。

要綱第3条では総合評価方式の対象とする工事を「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」の3つに分けている。本市としては、当面、1号の技術的工夫の余地が小さいと認められる工事で、簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる工事で、「簡易型」と呼ばれるもので行うこととしており、この工事は標準的な施工技術の範囲で対応可能であり、技術的な工夫の余地が少ないことから簡易型で実施した。

次に、要綱第9条の価格以外の評価項目の配点について、この工事では施工箇所に非常に狭い部分があり、付近の事業所へ出入りする大型車両も多くあり、交通対策について技術的所見を求め、現地の状況の的確な把握と工夫がされているかについて採点し配点を4点とした。

また、企業の施工能力については、過去5か年度の同種工事の施工実績、過去3か年度の工事成績、ISOマネジメントシステムの取得状況を評価内容とし、それぞれ2点、3点、2点の計7点を配点とした。配置技術者の能力については、保有する資格、過去5か年度の同種工事の従事経験、継続教育への取組状況について、それぞれ2点、2点、1点の計5点の配点とした。次に、地域精通性として工事施工場所に近いかどうかとの観点から評価し1点の配点とした。さらに、企業の社会性として、本市が重要施策として取組んでいる、障害者の雇用状況、次世代育成支援の取組状況、男女共同参画の取組状況についてそれぞれ1点とし計3点の配点、合計で20点を満点とした。各業者の評価項目毎の評価点合計と基礎点100点を加え入札価格で割ったものを評価値として、評価値の最も高い者を落札者とした。

総合評価方式の試行結果については、まだ工事が完成しておらず工事成績もわからないが、技術的、社会的に優れた業者が施工することとなるため、工事の品質向上並びに優れた企業の育成につながるものと考えている。

本年度の試行結果を検証し今後活かしたい。

- Q 2 評価点数のつけ方について、5段階に分けているがどのような基準で行っているのか。

- A 2 総合評価方式の入札は、国・県がすでに実施しており、また、地方公共団体向けのマニュアルがあり、これらの評価方式を参考に行っている。また、市独自の評価項目もある。

- Q 3 20点の評価点がどの位のウェートを占めるのかわからないが、業者の施工計画や技

術の施工能力については余り差がなく、業者の施工能力で差がつくと思われる。応募してくる業者の配置技術者の資格は、1級のものでほとんどではないのか。

A 3 この案件について技術者は監理技術者の配置を要件としており1級土木施工管理技士の資格保有者である。

イ 円形管理設工事（下水第20-10工区）について

Q 4 この案件は、競争に付することが不利と認められるという理由で随意契約としているが、競争に付することを不利と認めた理由を具体的に知りたい。

A 4 下水道管の埋設は市道への埋設を基本としているが、場所によっては国道、県道への埋設が必要な箇所もある。本件は、国土交通省が国道2号の歩道部分に電線や通信線を配管するための共同溝を施工する工事に合わせ、共同溝設置前にその下部に下水道管を埋設するものである。

当該箇所は、通過交通も多く、下り2車線のうち片側1車線を交通止めにして行わなければならない、交通に多大な影響を及ぼす。さらに、道路管理者である国土交通省より午後10時から午前6時の深夜の工事を許可条件とされており、振動、騒音等市民への迷惑も考えられ、何度も同じ場所を工事することがないよう、また、国土交通省の工事施工業者に施工させることにより瑕疵担保責任の明確化、工事期間の短縮及び経費の削減が見込めること、地元住民との協議や交通制限において一元的な調整が行えること、工事の安全、円滑かつ適切な施工が図れることから、当該業者と随意契約したものである。

経費については、市単独で施工した場合と比べ、水道管やガス管の支障移転を道路管理者である国土交通省が行うこと、交通誘導員については国土交通省の発注工事の施工箇所のため、通常では3人を計上するところ1人で対応できること、また工事で発生する土砂も国土交通省発注工事の仮置場が利用可能となることなどにより2,350万円程度の経費の節減が可能であった。

施工期間についても、市の標準工期では345日のところが、同一業者に発注することにより120日程度短縮可能であった。

Q 5 予定価格はこれら節減した金額を反映しているのか。市単独で施工した場合8千万円程度かかることになり、他の円形管理設工事と比べひどく高い感じがするがどうか。

A 5 ガス管や水道管等の地下埋設物の支障移転については、管理者に移設を依頼し補償金として支払うため工事費としては計上しない。市単独の円形管理設工事として設計した場合は工事場所によって異なるが、補償費と合わせると事業費はその程度かかるケースもある。

Q 6 東福山駅前の国道2号沿はまだ下水道が使用できないのか。

A 6 下水道は未整備である。

Q 7 国土交通省の電線共同溝の工事施工とあわせて施工するということが。

A 7 これまで平成6年から平成17年の間に電線共同溝設置工事にあわせ下水道管の埋設工事を施工している。

Q 8 市の下水道普及率はどのくらいか。

A 8 市全体で64.3%である。

Q 9 入札監視委員会の資料の抽出案件について、随意契約の理由に項目のみ記載している

が具体的に記載してほしい。

A 9 法的根拠のみ記載しているが、理由がわかるように改善したい。

ウ 福山城福寿会館洋館便所他改修工事について

Q 1 0 この工事の入札者は2社で、結果として1社が失格となっている。同施設の他の工事でもこの業者しか入札者がおらず落札している。この案件についてもう少し詳細を知りたい。また、市は条件付一般競争入札において有効な入札業者が1社しかいないときも入札は有効であるとしているが今後検討の余地はないのか。

A 1 0 福寿会館は、登録有形文化財とされており、また、その敷地は、国史跡に指定されていることなどから、重要文化財、登録有形文化財又は史跡内の建築物の改修に係る建築一式工事の元請としての施工実績を入札参加要件とした。これまでの本市の発注実績から該当する業者が6社程度あることは把握しており、市内には文化財も多く施工実績を有する者は他に多くいるものと想定していた。しかし結果として、2社が入札参加してきたが、1社が最低制限価格を下回り、有効な入札が1社であったため、その者に落札決定した。入札価格は予定価格の81%であり、有効な入札が1社とはいえ入札者は他に入札者があることを予想し、これと競争する意思を持って入札に参加しており競争性は確保されているものと考えている。

Q 1 1 施工実績について、過去の市の発注実績から6社程度を想定していたとのことだが、実績について期間の制限はないのか。

A 1 1 福山市条件付一般競争入札事務処理要綱では、原則として実績を直近10年以内とし、工事内容により最大15年以内としているが、この案件の場合は期間を問わなかった。

Q 1 2 施工実績を入札条件として前面に強く押し出した場合、新規の者は入札に参加できないということか。

A 1 2 今回の工事は、施工実績を求めており新規の者の参加はできないが、工事内容によってはこのような施工実績を求めない場合もある。

Q 1 3 こうした文化財の工事で難しいところはどこか。

A 1 3 外観の木製の窓台や枠等が長年の風雨で腐食しており、埋木等の修理を行い、窓台に銅板水切りを設置するとともに木製窓の建具を現状の色に合わせるといったところである。

Q 1 4 文化財は教育委員会の所管と思うが、教育委員会と事前に協議をしているのか。

A 1 4 重要文化財についての文化庁への届け出等について協議した。

Q 1 5 この改修工事について他の工事と特に違うといったところはないのか。

A 1 5 外観工事については先ほどのとおりで、この施設は福山ブランド創設の重点施設となっており、これまでどおり迎賓館として機能し、広く開かれた施設となるよう厨房、便所等の改修を行った。

エ 福山市立竹尋小学校給食棟改築他工事について

Q 1 6 神辺町内で行われた指名競争入札の入札結果を見た時、この工事を除き落札率が90%を超えており、この工事のみが80%を下回っている。競争原理が働いた結果と考

えるがどのような状況があったのか知りたい。

A 1 6 合併に係る特例措置により、神辺町内での発注工事については、神辺町内に本店を有する業者を指名することとしている。この工事は、建築一式工事の認定業者で発注等級は、A、B又はC等級であり、下請金額の総額が4,500万円以上と見込まれるため特定建設業の許可を有する者とし、施工場所の神辺町内のB等級の3社とC等級の1社を指名した。標準指名業者数12社に満たないため、地域性を考慮して旧市内の工事施行場所に近い8社を合せて指名した。このように神辺町内の者とそれ以外の業者を合わせて指名した場合、落札率が低くなる傾向がみられる。地域を限定した指名競争入札には課題があると考えている。なお、神辺町の合併特例措置は本年度末までとなっている。

Q 1 7 辞退した業者いるがその理由は何か。

A 1 7 電子入札システム上で辞退を自由にでき、辞退の理由はわからない。

Q 1 8 入札が無効となった理由として内訳書に金額の記載がなかったということだが、どういうことか。

A 1 8 設計金額が1千万円以上の工事については入札書と併せて内訳書を添付させているが、その内訳書に金額の記載がなかったため入札を無効とした。

Q 1 9 落札業者は旧市内の業者か。

A 1 9 旧市内の春日町に本店を有する業者である。

オ 配水管布設工事について

Q 2 0 この工事は一般的な工事と思われるが、入札参加者が少なく落札率も90%を超えている。入札参加者が少ないことについて市はどのように考えているのか。また、辞退者がいるがその理由を把握しているのか。この受注業者はほぼ同一時期に発注の指名競争入札も受注しているが、こちらは落札率が78.8%と低い。工事内容の違いについて知りたい。

A 2 0 この工事は神辺町内にある小規模浄水場を統廃合するため千田浄水場から水道水を送る配水管の幹線工事で、国道313号の車道部の地下1.2mに口径400mmの耐震形のダクタイル鋳鉄管を1,269mに渡り布設する工事で、水道工事の中では大規模工事であり、通常の配水管工事と違い水道施設の重要な部分の工事のため入札参加資格として技術者に一定の要件を求めている。工種は水道施設工事で発注等級がA又はB等級であり、下請契約金額の合計が3千万円以上と見込まれるため特定建設業の許可を有する者とした。技術者については、本工事の布設管の口径が400mmであることから、本市主催の水道配水用ポリエチレン配管施工講習会の受講証及び配管技能講習会の修了証又は社団法人日本水道協会の配水管技能登録証を有している者を現場代理人または主任技術者として配置できるものとした。この要件を満たす者は市内に7社しかいないため、県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者まで範囲を広げた。

次に、辞退の理由については、電子入札のため把握していない。

また、この業者が落札している同時期に発注の指名競争入札の案件とこの案件との工事内容の違いについて、施工場所は近接するが指名競争入札の工事は既設の配水管の老

朽化に伴う布設替え工事であり、管口径が50mmから100mmまでのポリエチレン管を地下60cmに1,024mに渡り埋設する工事であり比較的容易な工事である。また、この工事は施工場所が神辺町内のため、合併特例措置により神辺町内から2社、さらに、標準指名業者数10社を満たすため、工事場所に近接する旧市内業者8社を指名した。

Q 2 1 入札参加者数から辞退者数と失格無効となった者の数を引いた有効入札参加者数が1社または2社となった工事について抽出し、建設局発注工事と水道局発注工事を比べたとき建設局発注の工事は212件中5件で約2.3%、水道局発注の工事は発注総件数52件中11件で21.2%と水道局発注が圧倒的に多い。また、水道局発注の11件を見たとき、1件を除き、落札率が93%以上と高く、なおかつそれらの落札業者は重複していない。条件付一般競争入札になって入札者が1社しかいないという工事が増えたように思われる。有効入札者が1社にしかならなかった工事については何らかの工夫があるのでないか。

A 2 1 これら11件の工事は、ポンプの取替とか電気設備等水道にとって特有で重要な部分の工事であるため、技術的レベルを求めざるを得ず、おのずと対象者が限られるということもあり結果としてこうなったものと考えている。また、この11件の中には最低価格で入札したが配置技術者の関係で無効となり、有効入札者数が2社となり、結果として落札率が90%台となったものも含まれている。

Q 2 2 技術者の関係で辞退するのはやむを得ないが、電子入札システムでの辞退だけでなく、書面で辞退理由書を提出させるとか検討できないのか。

A 2 2 公告から入札までの間に別の希望する案件が公告され、そちらに技術者を配置し応募した場合に辞退をするということもあるようで、電子入札システムではボタン一つで辞退ができるため具体的な辞退の理由はわからない。

辞退は自由にできるとのことだが、辞退を繰り返すと実質的に競争していないのと同じ事となるため、年間の辞退可能回数を設けるとかの制限を検討してもらいたい。

Q 2 3 不況が続く、過当競争で建設業界は厳しくなっているとの認識を持っており、落札率を下げることがこの委員会の目的ではなく、業者の育成とまでは言わないが健全経営が可能で適切な落札率に近づければよいのではないか。

A 2 3 市では、これまでこの委員会の意見を踏まえ最低制限価格の見直しを行うなど入札、契約制度の見直しを行い公平性、透明性の確保に努めてきたが、引き続き取り組んでいきたい。